



はじめに

第19期17回西部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員(敬称略)前田、工藤、後藤、富田、成田、中川、川山、古川、
森、角田、立石、末永、野坂

欠席委員(敬称略)西崎、阿部

開催日時:平成22年9月7日(火) PM1:30~3:00

開催場所:青森市 アラスカ会館 4階「パール」



議 題

1. 沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について(決定)

西部海区管内の沿岸域におけるさけ漁業の制限にかかる委員会指示の発動について、この度県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示(案)の内容】

- 河口付近における操業の制限(日本海9.20~12.20、陸奥湾10.1~12.31)
小型定置(中村川のハタハタと野辺地川を除く)、底建網(日本海)、固定式さし網、はえなわ、一本釣
- 沿岸域における操業の制限(日本海9.20~12.20、海峡10.1~12.31)
沿岸250m以内 固定式さし網、はえなわ、底建網(日本海)
沿岸200m以内 小型定置 海 峡:イワシ、アジ、イカを除く。
日本海:ハタハタ、深浦通称^{かたけい}鱈の潤を除く。
- さけ採捕の制限
陸奥湾:小型定置、固定式さし網、はえなわ(11.15~18及び12.12~14)
海 峡:小型定置(イワシ、アジ、イカを除く)、固定式さし網、はえなわ
(10.10~14及び11.5~8)
日本海:定置、小型定置、底建網、固定式さし網、はえなわ
(10.10~18の指定の5日間及び、11.5~14の指定の1日間)

《審議の結果》 委員会指示(案)どおり委員会指示を発動することになりました。

2. ふぐはえなわ漁業の操業の指示について(決定)

西部海区管内の沖合海域におけるふぐはえなわ漁業の制限にかかる委員会指示の発動について、この度県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示(案)の内容】

- 制限海域:青森県西津軽郡鰺作埼灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現埼南灯台中心点の正西線以南の青森県日本海沖合海域。ただし、沖合底びき網漁業禁止区域を除く。
- 制限期間:告示日から平成22年12月31日まで
- 承認期間:平成22年10月1日から平成22年12月31日まで。ただし、赤石川河口左岸から真方位320度の線以南の海域においては、平成22年10月1日から平成22年10月14日までの期間内は操業してはならない。
- 操業の承認:制限海域における承認期間においてふぐはえなわ漁業を営もうとする者は、別に定める西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領により申請し、西部海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

《審議の結果》 委員会指示(案)どおり委員会指示を発動することになりました。

3. トドの採捕の指示について（決定）

西部海区管内におけるトドの採捕にかかる委員会指示の発動について、この度、竜飛今別漁協長、外ヶ浜漁協長、脇野沢村漁協長及び県漁連会長から依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

- 1 採捕の承認：次の区域及び期間において、トドを採捕しようとする者は、西部海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 区域：青森県西部海区海域
 - (2) 期間：平成22年10月1日から平成23年9月30日まで
- 2 承認の申請：トド採捕承認事務取扱要領に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 3 承認の対象者：承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認めた者
- 4 承認者数の制限：委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。
- 5 採捕の期間：平成22年12月1日から平成23年5月31日まで
- 6 採捕数の制限：委員会は、トドの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

4. 平成23年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について（決定）

平成22年10月末に予定されている平成22年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック協議会の提出議題となる平成23年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項（案）について、事務局から提案されました「大中型まき網漁業の操業の適正化について」、「小型いか釣り漁業と旧中型いか釣り漁業との集魚灯の光力削減に係る協議の促進等について」及び「漁業所得補償制度に係る資源管理について」審議が行われました。

《審議の結果》 事務局（案）3項目を提出議題とすることになりました。

5. 全国海区漁業調整委員会連合会 平成22年度要望活動結果について（報告）

去る6月16日と18日に、全漁調連高岩会長ほか役員等により、水産庁、外務省、及び国土交通省等に対して行われました平成22年度要望活動結果の概要、特に、当委員会から要望いたしました「大中型まき網漁業の操業の適正化について」及び「いか釣り漁業に係る集魚灯の光力制限について」に係る国の回答等について報告がなされました。

次会の開催予定

開催時期 12月上旬 開催場所 青森市内

おわりに

今年度の夏季の猛暑による漁業生産へ影響が心配されます。特に、本県水産業の基幹産業となっております陸奥湾のホタテガイ養殖業において、海水温が表層から下層にかけて25～26度 台と高い状態が続いているため、例年9月頃から始まる第1回ホタテガイ稚貝分散作業が出来ない状況となっており、海水温が下がらない場合にはさらに分散作業が遅れるおそれがあります。また、秋サケの来遊もどうなるか心配されます。例年の清涼な秋、豊穰の秋、早く来い、早く来いと浜の漁業者の切なる声が聞こえます。（文責 山口）

連絡先 青森県海区漁業調整委員会事務局 TEL：017-734-9851 FAX：017 734 8166
--